

令和4年度諮詢（情）第10号
答申（情）第113号

「里親手当の中斷に至った経緯に関する文書の公文書非開示決定
(存否応答拒否) に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4（2022）年8月24日付けで、「〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月まで県が里親手当の中止を決定に至った経緯（誰が誰に提示した情報で誰が決定したのか）が分かる物」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を回答することは、条例第7条第2号に規定する非開示情報（個人に関する情報）を開示することになるため、条例第10条該当により本件公文書の存否を回答することができない旨の理由を付して、令和4（2022）年9月5日付けで、条例第11条第2項の規定に基づく公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4（2022）年10月31日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 質問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、令和5（2023）年3月13日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に質問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

2 本件審査請求の理由

非開示とできるようにあえてそのような記録で作成したものであり、不当回答である。

第4 実施機関の主張要旨

1 本件開示請求の対象となる情報について

本件開示請求の対象となる情報について鑑みると、審査請求人が本県に登録のある里親であること、里親手当の支給を受けていたこと、里親手当の支給が中断されたこと等極めて個人的な情報となる。

2 条例第7条第2号該当性について

審査請求人が、本県に登録のある里親であること、里親手当の支給を受けていたこと、里親手当の支給が中断されたことは、いずれも個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2号に該当し、非開示となる情報である。

また、審査請求人にこれらの事実がなかったという情報も同様に個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2号に該当し、非開示となる情報である。

なお、条例第7条第2号に該当するかどうかは、請求者が誰かを問わず判断するものであり、審査請求人が審査請求人自身の情報を開示請求した場合であっても開示することはできないとされている。

3 公文書非開示決定（存否応答拒否）について

本件開示請求に対して、非開示として情報があることを示せば、審査請求人が本県に登録のある里親であること、里親手当の支給を受けていたこと、里親手当の支給が中断されたことが明らかになる。

一方で、不存在として情報がないことを示せば、審査請求人が本県に登録のある里親ではないこと、里親手当の支給は受けていなかつたこと、里親手当の支給が中断されたことはなかつたことが明らかになる。

したがって、本件公文書が存在するかどうかを答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定に基づき公文書の存在を明らかにせずに、本件開示請求を拒否したものであり、本件処分は適切なものである。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようになるとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

審査会は、この基本的な考え方にして本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略)審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」(総務省行政管理局)によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為などの権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分について

本件開示請求の内容は「〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月まで県が里親手当の中断を決定に至った経緯(誰が誰に提示した情報で誰が決定したのか)が分かる物」である。これに対し、実施機関は本件処分(存否応答拒否)を行っているため、本件処分の妥当性について以下検討する。

- (1) 存否を応答することで開示される情報について

まず、該当公文書の存否を示すことでどのような情報を開示することになるか検討する。

ア 該当公文書が存在することを示した場合

審査請求人が本県に登録のある里親であること、審査請求人が里親手当の支給を受けていたこと、審査請求人の里親手当の支給が中断されたこと、の全てがあったことを示すことになる。

イ 該当公文書が存在しないことを示した場合

審査請求人が本県に登録のある里親でなかったこと、審査請求人は本県に登録のある里親であったが、里親手当の支給を受けていなかったこと、審査請求人は本県に登録のある里親であって、里親手当の支給を受けていたが、里親手当の支給の中斷はなかったこと、のいずれかがあったことを示すことになる。

(2) 非開示情報該当性について

ア 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別できるもの」は同号ただし書に該当する情報を除き、非開示にすると規定している。

また、当該ただし書は、「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、それぞれ本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 本文該当性について

上記(1)のア及びイで述べたものは、個人に関する情報であり、また、審査請求人に関する情報であることは明らかである。

したがって、存否を応答することで開示される情報は、条例第7条第2号本文の非開示情報に該当する。

ウ ただし書該当性について

上記(1)のア及びイで述べたものは、「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」及び「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」のいずれにも該当しない。

また、審査請求人は公務員等ではない。

したがって、存否を応答することで開示される情報は、条例第7条第2号ただし書に該当せず、非開示情報である。

(3) 存否応答拒否について

条例第10条は「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件公文書が存在すると答えた場合でも存在しないと答えた場合でも条例第7条第2号の非開示情報を開示することになるため、本件開示請求は条例第10条に該当する。

(4) まとめ

したがって、本件開示請求に対し、本件公文書の存否を回答することができないとして本件処分を行った実施機関の判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、里親手当の支給停止に対する不服等を種々主張しているが、いずれも本件処分の妥当性の判断とは関係がない。

4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 (2023) 年 3 月 13 日	・ 諒問庁から諒問書を受理
令和 5 (2023) 年 5 月 16 日 (第46回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 5 (2023) 年 6 月 20 日 (第47回審査会第 2 部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第 2 回審議
令和 5 (2023) 年 7 月 10 日 (第48回審査会第 2 部会)	・ 審査請求人の意見聴取 ・ 第 3 回審議
令和 5 (2023) 年 8 月 17 日 (第49回審査会第 2 部会)	・ 第 4 回審議

栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
島 薗 佐 紀	弁護士	
篠 崎 文 男	(一社) 栃木県社会福祉士会 副会長	
畠 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	第 2 部会部会長

(五十音順)